

# PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)に 掲げる具体的取組の進捗状況

令和7年3月12日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
	<b>1. PPP/PFI推進に当たったの考え方</b>			
	<b>(1)基本的な考え方</b>			
	<b>iv)民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築</b>			
1	使用面積や使用日数等に基づく国有財産の貸付料・使用料の算定方法について、PFIも含めたイコールフットingの明確化・周知を図る。	財務省	財務省	貸付料の算定方法については、関係府省と調整した上で、通達を発出する予定。 使用料の算定方法については、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付蔵管1号)通達で定めており、算定方法を含めた使用許可に関する情報については、財務省ホームページやリーフレットを通じて周知を図る予定。
	<b>【具体的取組】</b>			
	<b>i)ウォーターPPPの推進</b>			
2	①人口減少、水道・下水道・工業用水道の膨大な施設の老朽化、職員の不足等、現下の社会課題の解決へに向け、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式*(両者を総称して「ウォーターPPP*」という。)の推進により官民一体でサービス維持・向上する必要がある。(令和5年度開始、令和6年度強化*)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	農林水産省	令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化しており、その費用についても支援している。
3	* 水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。 * 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。 * 「令和〇年度開始」は当該施策がアクションプランに記載された年度を示す。「令和〇年度強化」は当該施策が実質的に拡充・強化された年度を示す。以下同じ。		国土交通省	目標達成に向け、各施策に取り組んでいる。
4	②ウォーターPPPを推進するために、首長へのトップセールス等の地方公共団体への働きかけ、国と地方公共団体の連携、各分野における支援施策の強化等を推進する。(平成29年度開始、令和6年度強化)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	農林水産省 国土交通省	令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化しており、その費用についても支援している。 首長等へのトップセールスを実施した。
6	③水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。(令和6年度開始)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	農林水産省 国土交通省	令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化しており、その費用についても支援している。 下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版を策定し、上下水道一体の契約書のひな形等を公表した。
	<b>ii)PPP/PFIによるカーボンニュートラルへの貢献</b>			
8	①治水機能の強化と水力発電の促進を両立する「ハイブリッドダム」の主要な取組の一つである、既設ダムの発電施設の新増設について、令和5年度に実施した3つのダムでのケーススタディの状況等を踏まえ、国土交通省管理のダムで事業性を検討し、発電機の新増設について、令和6年度より順次公募を実施する。(令和5年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	ケーススタディ実施3ダムにおいて、商用発電施設としての設置の公募を開始。
9	②電力事業者と連携した電力ダム及び多目的ダムの運用高度化等による水力発電の増強や、上下水道施設の再編等による省エネ化など、水系全体で水を活用したカーボンニュートラルの取組を官民連携で推進するため、令和6年度より代表水系での検討を開始し、順次、全国の河川にて検討する。(令和6年度開始)<国土交通省、経済産業省、農林水産省>	国土交通省 経済産業省 農林水産省	農林水産省 国土交通省	民間事業者が、地方公共団体や土地改良区と連携して、農業水利施設を活用した小水力発電に取り組んでいる事例等の情報を収集・発信する。 代表水系での事例等を踏まえ、流域総合水管理のあり方について検討中。
10	③ グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける地方公共団体と先端的な技術を有する企業等とのマッチング支援、先導的なモデル地域の検討支援・事例の水平展開等を通じ、民間資金を活用したグリーンインフラの実装を推進する。(令和5年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	グリーンインフラの社会的な普及や会員同士の交流等を推進するため、令和7年1月にグリーンインフラ産業展2025を開催予定。また、グリーンインフラ官民連携プラットフォームによるオンラインセミナーを年度内に1回以上実施予定。その他取組についても継続的に実施していく。
	<b>iii)新たなPPP/PFI活用モデルの形成</b>			

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
12	①施設・分野を横断した地域全体の経営視点を持った「地域経営型官民連携」の推進を図るため、PFIをはじめとしたサービス提供手段の選択を官民共同で検討するための分野横断型PPP/PFIや広域型PPP/PFIの手法について、伴走支援等による先行事例の形成や、課題と対応策、地域に応じたカスタマイズ方法等の知見を収集し、手引等に反映することで、横展開を図る。(令和5年度開始、令和6年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引を3月に策定し、公表。先行事例の課題やポイントなどをまとめており、今後地方公共団体への横展開を実施していく。
13	②スタートアップ等の持つ新技術やサービスを機動的に導入し、長期に渡る運営期間での継続的な効率向上を図るため、PFI事業等で新技術やサービスを円滑に導入するスキームやインセンティブについて、事例も踏まえ整理し、横展開を図る。(令和5年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	スタートアップ等の持つ新技術やサービスについてヒアリングを実施。引き続き、事例調査を実施するとともに、PFI事業等(官民連携・地方創生・防災等)での活用可能性等について検討する。
14	③新たに産官学金の多様な関係者が参加・連携するスモールコンセッション <sup>※</sup> 推進会議(仮称)を設置し、首長への働きかけや情報発信の強化により、スモールコンセッションの全国的な普及・啓発を図る。また、手続の簡素化、官民のマッチング機能の強化、事業化検討への支援強化等を通じて、案件形成を促進する。(令和6年度開始)＜国土交通省、内閣府＞  <sup>※</sup> 地方公共団体が所有・取得する空き家等の身近な遊休不動産(廃校等の現在使われていない施設、住民から寄付を受けた古民家等)について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模(事業費10億円未満程度)なPPP/PFI事業(コンセッションをはじめとした官民連携による事業運営)を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組を指す。	国土交通省 内閣府	国土交通省	産官学金等の多様な関係者が参加・連携する「スモールコンセッションプラットフォーム」を12/16に設立した。また、スモールコンセッションに関するイベントを3回開催したほか、スモールコンセッションプラットフォーム専用のHPを開設し、関係者への働きかけや情報発信の強化により、スモールコンセッションの全国的な普及・啓発を図っている。このほか、会員同士の課題解決や研究等を有志を募って活動するワーキンググループ(WG)の設置やスモールコンセッションの手引き書、事業化検討の支援等について検討する。
15	④引き続き、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)の着実な導入促進を図る。(平成29年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	国土交通省	社会資本整備総合交付金の「官民連携型公園計画策定調査」や「官民連携型賑わい拠点創出事業」により、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援を実施。
16	⑤令和4年11月に成立した改正港湾法に基づき、港湾緑地等において民間事業者が収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアル等を実施する取組(みなと緑地PPP)の導入促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	国土交通省	港湾管理者及び民間事業者を対象に、案件形成に向けた意見交換会を計4回実施予定。宮古島市・新潟県・神戸市・大阪市の4件について事業予定者が決定。みなと緑地PPPのガイドライン(案)をR7.3に公表予定。
17	⑥河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用した更なる規制緩和により、河川裏の河川敷地における新たな民間投資を創出し地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現する取組(RIVASITE)の導入促進を図るとともに、より有用な制度改正に向けた検討を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	国土交通省	RIVASITEの周知および個別案件への適用促進を継続するとともに、民間事業者がより河川敷地を利用しやすくなるための環境整備に取り組む。
18	⑦国立公園において、滞在体験の魅力向上に向けた検討を引き続き実施するとともに、選定された利用拠点において民間提案を取り入れつつ面的魅力向上に向けた具体的スキームの検討を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)＜環境省＞	環境省	環境省	先端モデル事業の対象とする4つの国立公園のうち、3つの国立公園において、集中的に取り組む利用拠点を選定するとともに、民間提案も取り入れつつ、利用の高付加価値化に向けた基本構想を策定し、面的魅力向上に向けた具体的スキームの検討を開始した。
19	⑧また、国民公園の更なる魅力向上を図るため、民間活力を活かした整備等について引き続き実施するとともに、関係機関等と課題等の整理・検討を行う。(令和5年度開始)＜環境省＞	環境省	環境省	検討会の報告を踏まえ、公園管理の機能強化に向けた整備計画等の検討を行うとともに、行事・イベント等の実証試験の実施を通じて、民間活力を活かした行事・イベント等の内容等を整理・検討する。また、公園内に所在する改修等が予定されている施設について、民間活力を活かしたリニューアル等について関係機関と調整を行う。
20	⑨積極的に指標連動方式 <sup>*</sup> が採用されることを目指し、令和4年5月に策定・公表した「指標連動方式に関する基本的考え方(内閣府)」の改定を進める。また、指標連動方式 <sup>*</sup> を採用した案件形成に向けた支援を引き続き実施しつつ、課題や活用方向性を整理する。(令和4年度開始、令和6年度強化)＜内閣府＞  <sup>*</sup> 公共施設等の管理者等(PFI法第2条3項)が主に利用料金の生じないインフラに関して実施させるPFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式。	内閣府 国土交通省 関係省庁	内閣府	内閣府で公表している指標連動方式に関する基本的考え方について、指標連動方式と類似した方式を導入している事業へのヒアリングを実施し、改定箇所及び改定内容について検討した。
21	⑩地域の建設業者等や地方公共団体における技術者不足等の課題に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き(国土交通省)」の周知を図るとともに、広域・複数・多分野のインフラを群として捉えて、効率的・効果的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」について、全国展開を見据えた手引き等の策定に向け、令和5年12月に選定したモデル地域での検討等を進める。(令和4年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	国土交通省	国土交通省	「地域インフラ群再生戦略マネジメント」について、モデル地域における維持管理業務実施に向けた技術的支援を実施するとともに、有識者による会議や現地視察を実施し、手引きの策定等に向けた検討を進めている。

No.	本文	担当府省庁	回答府省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
22	①インフラの老朽化や防災・減災、遊休公的不動産、カーボンニュートラルの推進などの地方公共団体が抱える政策課題の解決に向けて、民間提案に基づく新たな官民連携手法の構築への支援を実施する。(令和6年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「インフラ維持管理・修繕等」、「災害対策・復旧を見据えたインフラ整備・維持管理」、「スモールコンセッション」、「グリーンチャレンジ」の分野において、民間提案に基づく新しい官民連携手法の導入検討(15件)を実施予定。
<b>iv)PPP/PFIの活用を推進する新たな分野の開拓</b>				
23	①多死社会の到来を見据え、火葬需要が増加する一方で施設が老朽化する火葬場の整備・運営について、PPP/PFIの活用に取り組む地方公共団体に対し、セミナー等を通じたPPP/PFIの先行事例の横展開を図る等、積極的な支援を実施する。(令和6年度開始)〈厚生労働省、内閣府〉	厚生労働省 内閣府	厚生労働省	官民連携手法の活用事例も含め、火葬場の管理運営方法に関する事例を収集・整理し、横展開することを検討中。
24			内閣府	令和6年11月に自治体向けに火葬場セミナーを開催した。火葬場へのPPP/PFIの導入を検討している自治体向けに専門家派遣などの支援制度を紹介した。引き続きPPP/PFIを検討する予定のある自治体などへ継続的に支援策などの情報提供を行う。
25	②令和6年4月から施行された改正漁港漁場整備法に基づき、官民連携による漁港施設及び水面の活用を図ることで水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を促進する。(令和5年度開始)〈農林水産省〉	農林水産省	農林水産省	改正漁港漁場整備法(令和6年4月1日施行)によって創設された「漁港施設等活用事業」について、その手続きに係る政省令、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針の運用について、全国の漁港管理者に向けて説明会を開催するなどしてその周知に努めており、その費用についても支援している。
26	③農業水利施設の包括的民間委託について、国が直轄で管理している施設での導入拡大を図るとともに、地方公共団体や土地改良区が管理している施設での試行を開始し、今後の導入拡大に向けてメリットや課題等の整理・検討を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈農林水産省〉	農林水産省	農林水産省	農業水利施設の包括的民間委託について、国が直轄で管理している施設での導入拡大を図るとともに、地方公共団体や土地改良区が管理している施設での試行を行い(令和8年度まで予定)、今後の導入拡大に向けてメリットや課題等の整理・検討を行う。
27	④現行衛星のPFI事業による運用状況を踏まえ、次期衛星についても運用がより効率的・安定的なものとなるよう、引き続きPFI等による運用を視野に事業内容の検討を行う。PFI等の導入に際しては、事業者による収益事業の提案を認める等により民間事業者のビジネス機会が創出できるよう検討を進める。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈内閣府、関係省庁〉	内閣府 関係省庁	内閣府	現行衛星のPFI事業による運用状況を踏まえ、次期衛星についても運用がより効率的・安定的なものとなるよう、引き続きPFI等による運用を視野に事業内容の検討を行う。PFI等の導入に際しては、事業者による収益事業の提案を認める等により民間事業者のビジネス機会が創出できるよう検討を進める。
28	⑤公営駐車場について、需要動向やまちづくりのあり方等を踏まえ、PFIの導入やまちづくり会社による駐車場運営をはじめとした民間事業者との連携による駐車場経営の改善、計画的な維持管理等、総合的なマネジメントを地方公共団体において積極的に進められるよう、ガイドラインの充実や優良事例の横展開等を行う。(令和5年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体向け駐車場政策担当者会議(令和7年1月開催予定)において、公営駐車場のPFI導入等事例を含むガイドラインの周知を実施する。また、令和6年度末に改訂予定である「まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン」に民間との連携による駐車場経営等の推進に資する取組事例等の充実を図る。
29	⑥機構は、機構内に令和6年5月に設立した官民連携支援センターを活用することにより、本アクションプランの3.(2)に掲げる重点分野を中心に、10年間(令和4年度から令和13年度まで)で100件のPPP/PFI事業の具体化を目標として設定し、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を具体的かつ継続的に実施する。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施する。(平成28年度開始、令和6年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	令和6年に新設された官民連携支援センターを活用し、内閣府の専門家派遣制度との連携、地銀との協働、地域プラットフォームへの運用支援等を通じ、約60自治体、約80件の事業につき、意見交換および案件形成支援を開始。現時点では初期検討段階の案件が多いが、今後の継続的な支援により事業件数10年ターゲットの進捗に寄与する。
<b>iv)公的不動産等における官民連携の推進</b>				
30	①PPP/PFI地域プラットフォームや民間事業者、大学等と連携し、行政財産の目的外使用許可や、未利用国有地の暫定活用についての情報発信を強化し、更なる有効活用に取り組む。特に行政財産の目的外使用許可に関しては、関係省庁と連携し、全国の庁舎等の有効活用に向けた取組を推進する。(令和4年度開始)〈財務省、内閣府、関係省庁〉	財務省 内閣府 関係省庁	財務省	【行政財産の目的外使用許可】 各財務局等のホームページにおいて、行政財産の空きスペース情報を追加公表していくほか、財務省ホームページにおいて特設ページを新設し、リーフレットを公表する予定。加えて、地方公共団体や民間事業者等から活用要望や活用策提案を得るため、PPP/PFI地域プラットフォームのほか、関係省庁が開催する官民連携会議等での積極広報を実施する予定。  【未利用国有地の暫定活用】 民間不動産情報サイトでの国有財産の活用に係る情報掲載、国土交通省の公的不動産ポータルサイトでの国有財産情報公開システムのリンク掲載や地方整備局が主催する「土地政策推進連携協議会」に参画し、地域の課題やニーズの情報収集をするとともに、同協議会の構成員や関係市区町村等に対し国有財産の売却情報や一時貸付け等の暫定活用に関する情報提供を実施するなど情報発信を強化している。

No.	本文	担当府省庁	回答府省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
31	②国有財産の有効活用之際し制度面、運用面での改善要望について、民間事業者等から積極的に受け付け、改善策を検討し、必要に応じ規制緩和等の措置を行う。(令和4年度開始) <内閣府、財務省、関係省庁>	内閣府 財務省 関係省庁	財務省	国有財産の有効活用を図るとともに、民間事業者の資金、経営ノウハウ等を活用した事業運営を促進する観点から、民間事業者への貸付けを認める規制緩和の措置に係る協議に応じ、今国会中に法改正が行われる予定。
32	③ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの空間形成に向け、官民が連携して行う既存ストックの一体的・効果的活用(公共空間の利活用、民間事業者によるオープンスペースの提供等)を推進するとともに、現場における最新事例・活用されている制度・課題等を整理し、既存制度の改善等について検討をする。(令和4年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	把握した事例・実績等について、R6年度末までに懇談会の資料として整理するほか、国土交通省のホームページの更新等により情報提供を行う。
33	④若年人口の減少に伴い、学校の統廃合が進むなど、今後小中学校施設等の遊休化が急速に拡大する中、文教施設等の集約・複合化に関するPPP/PFI事業の案件形成を進めるための支援を行うとともに、文教施設分野における複合化を含めた多様なPPP/PFIの事例集や廃校活用事例集を周知し、横展開を行う。(平成29年度開始) <文部科学省>	文部科学省	文部科学省	引き続き、地方公共団体等に対する専門家による伴走支援を通じて、文教施設等の集約・複合化を含むPPP/PFI事業の案件形成を進める支援を実施。他の地方公共団体等において検討に資するような先導性を有する成果を取りまとめ、横展開を図る。
34	⑤学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化に関する優良事例を収集し横展開を図るとともに、未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用に関する課題の検証や事例の周知等を図る。(令和4年度開始) <文部科学省、経済産業省>	文部科学省 経済産業省	経済産業省	(学校施設の未利用時間の活用) 学校施設の有効活用に関する課題の検証や事例の周知等を図る。
35			文部科学省	(学校施設の複合化) ・引き続き、説明会等を通じて、文教施設分野における複合化を含めた多様なPPP/PFI等を活用した事例集を周知。
36	⑥国・地方公共団体等が公共サービスの提供に当たって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用促進を図る。(令和3年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	内閣府ホームページ等を通じ、「公共施設の非保有手法の基本的考え方」等の周知を実施中。
37	⑦地方公共団体における公共施設等総合管理計画*等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。 <総務省> また、総合管理計画の策定・改訂に当たってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう、地方公共団体に対し要請していることを踏まえ、引き続きPPP/PFIに関する記載状況を把握の上、公表を行う。(令和4年度強化) <総務省、内閣府>	総務省 内閣府	総務省	公共施設等総合管理計画の見直しについては、公共施設マネジメントに知見を有するアドバイザーの派遣を実施。 固定資産台帳等の更新・公表については、都道府県及び市町村における財務書類等の作成及び活用のために必要な知見を有するアドバイザーの派遣といった取組を実施。 また、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳のリンク集、公共施設等総合管理計画に関する調査結果(PPP/PFIに関する記載状況を含む)、固定資産台帳を活用した未利用財産の民間への売却事例を総務省HPで公表。
38	*「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの行動計画をいう。		内閣府	地方公共団体へのアンケート結果を踏まえ、年度末に公表内容の更新を実施する。
39	⑧地方公共団体や民間事業者等を対象として、不動産特定共同事業等を活用して資金調達を行ったPRE等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを業界団体等と連携して継続的に開催するとともに、地方公共団体と民間事業者のマッチングを促進するPREポータルサイトを運営することで、公的不動産の利活用を促進する。(平成30年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	不動産証券化手法を用いたPRE等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナー及びウェビナーを開催した。
40	⑨道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。(平成28年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	中央区、首都高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構で協定を締結し、築地川区間の更新と覆蓋化に向けた取組を推進。こうした地元のまちづくりの動向も踏まえつつ、関係機関と連携し、首都高速道路の大規模更新事業と都市再生との連携の具体化に向けて、引き続き、検討を実施。
<b>v) 広域化・集約化等に向けた支援等</b>				
41	①民間事業者の経営手法や創意工夫を活かすことができる事業規模を確保するべく、分野横断型PPP/PFI、広域型PPP/PFI等を促進するため、先進的な事例を収集する。この際、地域経済の活性化のほか、地方公共団体間や庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析や、制度的課題の把握及び解決策の検討を行い、ポイントを整理した手引等を作成し、横展開を図る。(令和4年度開始) <内閣府、関係省庁>	内閣府 関係省庁	内閣府	分野横断型・広域型のPPP/PFI事業導入の手引を策定し、3月に公表。先行事例の課題やポイントなどをまとめており、今後地方公共団体への横展開を実施していく。
42	②上下水道においては、令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用しつつ、上下水道一体でのPPP/PFIを推進する。集落排水については、令和6年4月に策定した「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、下水道等との広域化・共同化によるスケールメリットの確保を図りつつ、ウォーターPPPの導入を促進する。(令和6年度開始) <国土交通省、農林水産省>	農林水産省 国土交通省 経済産業省	農林水産省	令和6年4月に策定した「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、下水道等との広域化・共同化によるスケールメリットの確保を図りつつ、ウォーターPPPの導入を促進する。

No.	本文	担当府省庁	回答府省	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
			国土交通省	「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」により、地方公共団体のウォーターPPP等の導入検討を支援。
44	③市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と国土交通省が連携し、地方公共団体が行う水道広域化推進プラン等に基づく広域化の取組への支援等を引き続き行う。(令和元年度開始)＜国土交通省、総務省＞下水道事業については、広域化・共同化の先進的な事例を横展開することにより、「広域化・共同化計画」の実施を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始、令和5年度強化)＜国土交通省＞	総務省 国土交通省	総務省	総務省及び国土交通省で連携し、都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく取組を支援するため、水道事業者や水道行政担当課向けの説明会等を実施し、広域化に係る財政措置や先進事例を紹介するなどの支援を行った。
			国土交通省	広域化・共同化の事例を横展開するため、モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を実施した。
	④下水道事業について、公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省 総務省	国土交通省	公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進めている。
	⑥水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を図る。(平成29年度開始)＜総務省＞	総務省	総務省	令和7年1月27日に開催した「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議」において周知し
	<b>(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援</b>			
48	PPP/PFIが自立的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。	内閣府	内閣府	内閣府の支援事業を活用して、8つの地方公共団体の優先的検討規程の策定・運用の支援を行った。PPP/PFI事業優良事例表彰を創設、公募を実施し、10件のPPP/PFI優良事例を選考した。令和6年6月、表彰授与式を挙行し、優良事例を表彰した。PPP/PFIの活用拡大を図るため、これら10件の表彰事業の概要と評価の視点を整理して公表した。
49	併せて、PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度*による企画・構想段階の支援や導入可能性調査の支援、地方公共団体の初期財政負担の軽減のほか、多様な検討段階に応じた伴走型の支援を行い、案件形成を促進する。  * 地方公共団体をはじめ地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、内閣府及び国土交通省が地域プラットフォームの代表者と協定を結び、当該地域プラットフォームの活動を支援する制度。内閣府及び国土交通省と協定を締結している地域プラットフォームを以下「協定プラットフォーム」という。	内閣府	内閣府	PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度を活用して、具体的な案件形成などの取組について支援を行った。令和6年度補正予算による調査費補助事業の予算を確保。採択に当たっては、人口20万人未満の地方公共団体等への支援を行う予定。
50	さらに、地域プラットフォーム(地方ブロックプラットフォーム*及び協定プラットフォームを含む)の拡大及び継続的な活動の支援を行う。  * 国土交通省と内閣府が連携し、9つの地方ブロック(北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)に設置した産官学金がPPP/PFIに関する情報・ノウハウの横展開を図る活動の場。	内閣府	内閣府	令和7年度から「地域プラットフォーム形成・運営支援」を創設し、地域プラットフォームの継続的・安定的な運営における課題の解決に向けた支援を予定。地域プラットフォームを効果的な運用を促進するために「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定する予定。
	<b>【具体的取組】</b>			
	<b>i) ローカルPFIの推進</b>			
51	①令和5年4月に策定・公表し、同年9月に手引部分を追加した「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集」や、令和5年6月に事業者選定時の評価における地域企業の参画の有無、地域経済への貢献等の考慮を追記したプロセスガイドラインについて、令和4年10月に実施要領を策定した民間提案に対する加点措置と併せ、ローカルPFIの形成に活用されるべく周知する。また、多様な効果の定量的な評価枠組みの構築を進める。(令和5年度開始、令和6年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	多様な効果を発揮しているPFI事業の効果を評価し一般化することで、効果測定における普遍的な指標モデル作成のための調査検討を実施しているところ。来年度も引き続き検討を行う予定。
52	②優先的検討において、事業の目的や性質に応じ、財政負担の縮減のみではなく、地域経済・社会への貢献など多様な効果を評価することを促進するとともに、導入可能性調査への支援に際し、ローカルPFIの検討を一部要件化する。(令和5年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	講習会等において随時情報発信を実施。

No.	本文	担当府省庁	回答府省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
53	③地域プラットフォームにおいて、機構や地域の経済団体等と連携し、ローカルPFIの理解促進、案件形成、地域企業の参画に資する取組の実施を促進する。(令和5年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	PFI推進機構官民連携支援センターがPPP/PFI専門家派遣に同席し、地方公共団体の相談を受けることで案件形成に関する取組を支援している。
	ii) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進			
54	①優先的検討規程について、人口10万人以上の地方公共団体については速やかな策定を促す。特に、策定予定、策定中及び策定意向がある地方公共団体を除いた団体に対し、PPP/PFI事業への理解や規程策定の機運を向上させる取組を実施する。これに伴い、優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とすることを目標とする。また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	内閣府の支援事業を活用して、8つの地方公共団体の優先的検討規程の策定・運用の支援を行った。 規程の運用の実態を把握するために、未運用の団体に対して運用の課題をヒアリングした。 令和6年8月と令和7年2月、「公共施設マネジメントに関するPPP/PFI入門セミナー」を開催し、優先的検討規程の策定を呼び掛けた。
55	②令和4年9月に運用の負担軽減等のため改定した「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」について、引き続き普及促進を図る。(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引について、講習会等において随時情報発信を実施。
56	③優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い、結果を公表するとともに、負担軽減のための運用の簡素化を含め、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	優先的検討規程の策定・運用状況について調査を行い、令和6年9月、結果を公表した。 実効性向上に向けた取組について講習会等において随時情報発信を実施。
57	④国、地方公共団体及び公共法人における優先的検討の対象事業や検討の状況について、民間事業者による提案・参画促進の観点から積極的な公表を促す。(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	講習会等において、優先的検討の対象事業や検討の状況について積極的な公表を促進。
58	⑤PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉(令和元年度開始)〈環境省〉(令和2年度開始)〈農林水産省、厚生労働省〉(令和3年度開始)〈文部科学省〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化)〈関係省庁〉	関係省庁	農林水産省	(農業・漁業集落排水) 令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。  (卸売市場) 強い農業づくり総合支援交付金等を活用し、一定規模以上の卸売市場整備を実施する際に、PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。
59	* 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。		国土交通省	(公園) 都市公園分野では、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件としているところ、本要件を着実に運用する。 また、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業については、「PFI事業による国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の会場となる運動施設の整備」を、社会資本整備総合交付金の「特に重点配分を行う事業」として位置付け、推進を図っている。 (公営住宅) 地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、各段階における取組に対する支援を引き続き行う。
	iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等			

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
60	①首長、地方議会等のPPP/PFIに対する機運醸成を図るため、機構も協力して首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。 特に、PFI事業の実績が無い又は少ない都道府県、地域プラットフォームが設置されていない都道府県に対して、機構と連携してトップセールスを実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化)＜内閣府、国土交通省＞また、公共施設等運営権方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた民間事業者ならではの創意工夫等について、地方公共団体や民間事業者、投資家向けの説明会を開催する。(令和2年度開始)＜国土交通省、内閣府＞	国土交通省 内閣府	国土交通省	首長を対象に、地方ブロック毎に全国5箇所で開催を実施 地域PFが設置されていない都道府県等において、トップセールスを実施(山形県、栃木県、兵庫県、岡山県、佐賀県)
			内閣府	内閣府・国土交通省・PFI推進機構が連携して、広域的な地域プラットフォームの形成が進んでいない都道府県の副知事等と面談し、地域プラットフォームの設置を要請した(山形県、栃木県、兵庫県、岡山県、佐賀県)。 PFI推進室長が市町村長と面談し、地域の課題やPPP/PFIのニーズを把握し、アドバイスを行った。 PPP/PFI専門家を全国の地方議会に派遣して普及啓発を行った。
62	②行政だけでなく民間事業者や住民それぞれにメリットをもたらすPPP/PFIのあり方など、本アクションプランの趣旨や内容に関する地方公共団体職員の理解増進及び機運醸成を図るため、全都道府県のPPP/PFI担当部局の課長級職員を集めた会議を開催するとともに、様々な機会を活用して地方公共団体への周知を徹底する。(令和6年度開始)＜内閣府、関係省庁＞	内閣府 関係省庁	内閣府	令和6年6月27日に第1回全国都道府県・指定都市PFI担当者会議を開催。 地方議会の理解促進等を図るため、地方議会への専門家派遣が可能である旨について、自治体に対し事務連絡を发出。地方議会への勉強会を4回(R6.10.24日野市議会、R7.1.17阿久根市議会、R7.1.21真庭市議会、R7.1.24嬉野市議会)実施し、今後1回(R7.1.24嬉野市議会)実施。 第1回PPP/PFI事業優良事例表彰について、地方公共団体を通じた地方紙への情報提供、内閣府・国土交通省記者クラブへの記者公表、懇意の記者への情報提供を実施。引き続き、説明会等を通じ、周知を実施する予定。
63	③地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる説明ツールを開発する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集(令和5年9月改定・公表)」を活用し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。(講習会等) 地方公共団体向けの説明ツールとして、R5.3に改定した「PFI事業導入の手引き」の活用を図る。
64	④多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、PPP/PFIの参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集(令和5年4月策定・公表)」を周知し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。また、ホームページなどを活用し、より多くの事例の発信を行う。(令和3年度開始、令和4年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集(令和5年9月改定・公表)」を活用し、講習会等において地方公共団体のPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図った。
65	⑤PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例を選定し、国が表彰する制度を創設する。内閣府特命担当大臣等から優良事例に対して表彰を行い、PPP/PFIの活用地域の拡大、活用対象の拡大及び民間事業者の創意工夫を図る。(令和4年度開始)＜内閣府＞また、令和6年が令和6年が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)25周年に当たることを契機として、令和6年から始まるPPP/PFI事業優良事例表彰と連動し、PPP/PFIに関する国民、地方公共団体、民間事業者等への積極的な広報を行う。(令和6年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	PPP/PFI事業優良事例表彰を創設、公募を実施し、10件のPPP/PFI優良事例を選考した。令和6年6月、表彰授与式を挙行し、優良事例を表彰した。PPP/PFIの活用拡大を図るため、これら10件の表彰事業の概要と評価の視点を整理して公表した。
<b>Ⅳ)マニュアル等の整理・周知による地方公共団体の負担軽減</b>				
66	①PPP/PFI事業の検討を支援するため、令和5年3月に改定した「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」を、VFM標準算定マニュアルの内容を踏まえて整理するとともに、PFI事業組成時から検討を必要とする多様な効果の整理方法や評価方法を追加する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」を、現行情勢やガイドライン改正を踏まえ、より適切で多様な視点からの評価を促す観点から、VFM標準算定マニュアル等の内容を踏まえて整理するとともに、PFI事業組成時から検討を必要とする多様な効果の整理方法や評価方法を追加することを検討する。
67	②引き続き人口20万人未満の地方公共団体に対し、ハンズオン支援を行うとともに、支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上でのより実践的な課題解決のポイントをとりまとめ、周知を図る。(令和3年度開始)＜国土交通省＞	国土交通省	国土交通省	人口20万人未満の地方公共団体に対しハンズオン支援を実施した。また、これまでの同支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上での実践的な課題解決のポイントを周知するため、令和6年度の支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上でのポイントを既存のポイント集に反映し、令和7年度にホームページにて公表予定。＜国土交通省＞

No.	本文	担当府省庁	回答府省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
68	③期間満了PFI事業の事後評価の実施状況及びPFI事業の効果・課題を把握し、事後評価の実効性向上及び今後のPFI事業実施に活かすため、定期的に事後評価の実施状況の調査を行う。検証で得られた知見及び令和3年4月に改定した「PFI事業における事後評価等マニュアル」を周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。また、事後評価結果の公表を促すとともに、地方公共団体等の負担軽減等の観点から、運用改善の検討を行う。(令和3年度開始、令和5年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	事後評価の実施状況・公表状況等を全国アンケート調査により把握した。今後、事後評価様式の標準化について検討するため、事後評価事例の収集などの実施を検討する。
<b>v) 専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等</b>				
69	①PPP/PFI事業の専門家、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する公共施設等運営事業の専門家及び地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験が評価・認定された専門家の地方公共団体等への派遣によるPPP/PFI事業に関する情報提供、助言等の支援の実施について、さらなる広報等の実施により、派遣件数を増やし、具体の案件形成に向けた取組を強化する。(平成28年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	令和6年5月、制度活用を呼びかける文書を全国の地方公共団体宛に発出した。講習会等で、個別具体の案件形成に関する相談だけでなく、首長・地方議会の理解促進に関する相談や民間提案制度の導入に関する相談などにも活用できることを周知し制度活用を促進した。
70	②地方公共団体における自立的なPPP/PFI事業の形成を推進するため、PPP/PFI事業を継続して実施する意向のある人口20万人未満の地方公共団体に対して専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行う。(令和元年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	人口20万人未満の地方公共団体に対しハンズオン支援を実施した。また、これまでの同支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上での実践的な課題解決のポイントを周知するため、令和6年度の支援を通じて得られたPPP/PFI事業を進める上でのポイントを既存のポイント集に反映し、令和7年度にホームページにて公表予定。
71	③国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。(平成28年度開始)〈国土交通省、内閣府〉	国土交通省 内閣府	国土交通省	国土交通大学校と連携し、PPP/PFIに関する研修を実施済。
<b>vi) 民間事業者・金融機関の人材の確保</b>				
72	①機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行う。(平成28年度*開始)〈内閣府〉  * 地域再生法におけるコンサルティング機能の付与は、同法の令和元年12月の改正によるもの。	内閣府	内閣府	全国の各自治体の事業所管部署と案件形成に向けた意見交換を実施。その中でも特に、三条市、北海道、札幌市、上峰町、品川区、与論町、奥尻町、富田林市、さつま町、小諸市、鯖江市とは積極的に意見交換を実施。
73	②機構は、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地域金融期間等が全ての都道府県において所在する状況を実現することを目指す。(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	財務省主催の官民ファンド説明会(九州・オンライン)にて、金融機関及び自治体宛に、PFI推進における地方銀行と当機構との協働等に係る広報活動を実施。地域金融機関からトレーニー受け入れ。北洋銀行、紀陽銀行、東海・近畿の金融機関(百五、愛知、滋賀、池田泉州、十六、南都、中京、名古屋)向けにPPP/PFIの基礎知識・ファイナンスについての説明を実施。
<b>vii) 地方公共団体のPPP/PFI導入検討の財政支援等</b>				
74	①地方公共団体がPPP/PFI導入検討に際し実施する導入可能性調査等の調査費用を支援する。特に、新たな活用モデルの形成への支援や、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。(令和3年度*開始、令和4年度強化)〈内閣府、関係省庁〉  * 令和3年度以前より、人口20万人以下の地方公共団体を対象に導入可能性調査等費用へ支援している交付金等も含む。	内閣府 関係省庁	内閣府	令和6年度補正予算による調査費補助事業の予算を確保。採択に当たっては、人口20万人未満の地方公共団体等への支援を行う予定。
75	②地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金等の地域再生法に基づく支援措置により積極的に支援する。併せて、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知するなど、積極的な活用を促す。(令和元年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	地域プラットフォームや講演会等で周知し、制度活用を促進した。新しい地方経済・生活環境創生交付金について、令和6年度補正予算において1,000億円を確保した。また、令和7年度当初予算において2,000億円を確保予定。
<b>viii) 民間提案の積極的活用</b>				
76	①民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置やサウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公開を促すとともに、地方公共団体の窓口設置や事業リスト公開等の情報を一覧化して公表する。また、民間提案が積極的に実施され、民間の創意工夫により効率的、効果的な公共サービスの実現につながった事例等の紹介を行う。(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	地方公共団体の窓口や事業リストの公開等の情報について、地方公共団体PPP情報リストの更新を実施。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
77	②PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、令和4年10月に策定した「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加算措置に関する実施要領」を周知するとともに、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援する事業等を実施する。また、公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案の実施状況を定期的に調査し、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度開始、令和4年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	民間提案加算措置の実施状況を全国アンケート調査により把握した。調査結果を踏まえつつ、関係省庁とも連携し、引き続きマニュアルの周知等による民間提案の活用促進を図っていく。
<b>ix)地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進</b>				
78	①地方ブロックプラットフォーム等に国の出先機関や機構などが積極的に参画し、広域的な地域プラットフォーム形成・運営の優良事例等の情報共有や、形成が進んでいない都道府県との個別対話等を通じて、複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援し、令和8年度までに全都道府県への展開を図る。あわせて、地域プラットフォームを活用した具体的な案件形成を促進するため、PPP/PFIに関する専門的知見やファシリテート能力を有する大学関係者(アカデミア)や専門家等の多様な有識者を地域プラットフォームの活動への参画を促進する。(平成29年度開始、令和6年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	内閣府・国土交通省・PFI推進機構が連携して、広域的な地域プラットフォームの形成が進んでいない都道府県の副知事等と面談し、地域プラットフォームの設置を要請した(山形県、栃木県、兵庫県、岡山県、佐賀県)。地域プラットフォームへの大学関係者(アカデミア)の参画を促進するために、大学関係者が参画する意義やその方法などを「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」に補足して記載する予定。
79	②地域プラットフォームを効果的に運営し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体的な案件形成に繋げるため、地域プラットフォーム運営支援の強化、地域プラットフォーム設置・運用マニュアルの充実、PPP/PFI専門家派遣制度の活用等による支援を行う。(令和6年度開始)＜内閣府＞	内閣府 国土交通省	内閣府	令和7年度から「地域プラットフォーム形成・運営支援」を創設し、地域プラットフォームの継続的・安定的な運営における課題の解決に向けた支援を予定。地域プラットフォームを効果的な運用を促進するために「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定する予定。
80	③特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォーム(地方ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む)への参画を促進する。そのため、PPP/PFI専門家派遣や初期財政負担支援等の支援事業について積極的に周知を図るとともに、地域プラットフォーム設置・運用マニュアルなど各種マニュアルの充実・活用により、特に人口20万人未満の地方公共団体に対して、PPP/PFI導入の意義・必要性を喚起する。(令和3年度開始、令和6年度強化)＜内閣府、国土交通省＞	内閣府 国土交通省	内閣府	各種支援事業実施中。(地プラ形成支援、協定PF支援、調査費補助事業) 「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定する予定。
81	④これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、令和5年6月に地域プラットフォーム設置・運用マニュアルを改訂し内容の充実を図った。この地域プラットフォーム設置・運用マニュアルを活用して地域プラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。(令和4年度開始)＜内閣府、国土交通省＞	内閣府 国土交通省	内閣府	講習会等において随時情報発信した。
82	⑤地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等に対して、PPP/PFI案件形成に向けた取組を支援する。(令和元年度開始)＜内閣府、国土交通省＞	内閣府 国土交通省	内閣府	協定PF支援事業実施中。
83	⑥地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。(平成28年度開始)＜内閣府、国土交通省＞	内閣府 国土交通省	内閣府	専門家派遣制度運用中。
84	⑦地方ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともにスモールコンセッションの普及啓発や官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。(平成28年度開始、令和6年度強化)＜内閣府、国土交通省＞	内閣府 国土交通省	内閣府	ブロックプラットフォームにおいてサウンディングや、研修、各種セミナー等を実施した。
<b>【具体的取組】</b>				
<b>i)情報の充実・情報活用機会の充実</b>				
85	①令和5年4月に公表したPFI事業の基礎データベースを周知するとともに、引き続き関係省庁や機構などの協力を得ながら、PFIに関する情報の一元化と拡充に取り組む。併せて、WEBサイトの充実や動画の活用等、参照しやすい形での発信を実施する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	令和7年2月、令和5年度末現在のPFI事業の基礎データベースを整備し、公表した。

No.	本文	担当府省庁	回答府省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
86	②令和5年4月に策定・公表し、同年9月に手引部分を追加した「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集」を広く発信し、各主体の取組意欲の向上やPPP/PFI導入時に期待する効果の見える化を促進する。また、多様な効果の定量的な評価枠組みの構築を行う。(令和4年度開始、令和6年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集(令和5年9月改定・公表)」を活用し、講習会等において地方公共団体のPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図った。多様な効果を発揮しているPFI事業の効果を評価し一般化することで、効果測定における普遍的な指標モデル作成のための調査検討を実施しているところ。来年度も引き続き検討を行う予定。
87	③機構は、保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実等に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	令和6年より新設された官民連携支援センターをPRするため、機構のwebサイトに官民連携支援センター紹介ページを新設。当該ページにおいて、センターの主な活動内容や役割を掲載しサポートの例を具体的に挙げること等によって、より分かりやすく伝えるよう工夫している。引き続き、支援決定案件に関する公表内容の充実化や機構の活動紹介等について積極的に情報発信していく。
<b>ii) 制度改善</b>				
88	①民間事業者の創意工夫を促進する観点から、民間事業者等から受ける制度改善や推進施策に係る意見について、民間資金等活用事業推進委員会において対応を検討するとともに、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、同制度や運用の改善に取り組む。(令和4年度開始) <内閣府、内閣官房、関係省庁>	内閣府 内閣官房 関係省庁	内閣府	令和5年度の民間事業者から意見、要望の多い物価変動対応、違約金額設定、SPC組成要素についてアンケート調査及び調査事業の報告書を踏まえ、SPCの効率化について検討を実施。物価変動については、令和6年6月3日のガイドライン等改正を踏まえた事務連絡を令和6年7月3日に発出。民間事業者の声、地方公共団体における対応状況等を踏まえながら、今後の対応を検討。
89	②SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がることや、地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負担の軽減や地域活性化等にもつながるものと考えられるため、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。(令和2年度開始) <内閣府、関係省庁>	内閣府 関係省庁	内閣府 関係省庁	PFI事業におけるSPC株式流動化の促進に向けた環境整備のため、SPCの株式等の流動化の意義や進め方、留意点等を記載したガイドラインについて内閣府ホームページに掲載し周知を図っている。
90	③民間事業者が適正な利益を得られる環境の構築を推進するため、物価変動の影響を適切に反映した予定価格の算出やサービス対価の改定等が行われるよう、必要なガイドライン等の改正を行い、周知を図る。(令和6年度開始) <内閣府>	内閣府 関係省庁	内閣府 関係省庁	令和6年6月3日のガイドライン等改正を踏まえた事務連絡を令和6年7月3日に発出。民間事業者の声、地方公共団体における対応状況等を踏まえながら、今後の対応を検討。
91	④事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間事業者の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制特例措置(令和6年度まで)の延長要望を行うほか、民間事業者のニーズを踏まえて必要な措置を検討する。(令和6年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	政府の税制改正の大綱及び与党の税制改正大綱に、現行の税制特例措置の適用期限の5年延長を明記した。
<b>(4) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用</b>				
92	<b>【具体的取組】</b> ① 機構は新たなPFI活用モデルの形成において、先導的事例の形成、必要な情報収集、案件発掘を支援する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	新分野の開拓、活用領域の拡大に関連して、陸上自衛隊伊丹駐屯地(自衛隊施設)、浜松市斎場(火葬場)、鹿児島県スポーツコンベンションセンター(アリーナ)、雲仙国立公園(国立公園)等の案件について、情報収集や検討、支援を実施。さつま町(公共施設LED化:分野横断型)、那須塩原市(温浴施設:スモールコンセッション)、益城町(住宅・公園・生活利便施設の一体的開発:分野横断型)、北中城村(Park-PFI、みなと緑地PPP)、有田川町(温浴施設:スモールコンセッション)と意見交換・情報提供を実施するとともに、堤根余熱利用市民施設整備事業(ローカルPFI)について、支援に向け協議中。
93	② 機構は、機構内に令和6年5月に設立した官民連携支援センターを活用することにより、本アクションプランの3.(2)に掲げる重点分野を中心に、10年間(令和4年度から令和13年度まで)で100件のPPP/PFI事業の具体化を目標として設定し、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を具体的かつ継続的に実施する。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施する。(平成28年度開始、令和6年度強化) <内閣府>(2.(1)iv)⑥再掲)	内閣府	内閣府	令和6年に新設された官民連携支援センターを活用し、内閣府の専門家派遣制度との連携、地銀との協働、地域プラットフォームへの運用支援等を通じ、約60自治体、約80件の事業につき、意見交換および案件形成支援を開始。現時点では初期検討段階の案件が多いが、今後の継続的な支援により事業件数10年ターゲットの進捗に寄与する。

No.	本文	担当府省庁	回答府省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
94	③機構は、地方公共団体等の能力・取組意欲の向上や案件形成に向け、首長等の意思決定層への働きかけや地域プラットフォームの全国的な展開、地域プラットフォームにおけるノウハウ提供など、先進地方公共団体と連携して積極的に関与する(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	内閣府とともに地域金融機関に対してPFI形成への働きかけを実施(中国銀行他2行)。国土交通省・内閣府による地域プラットフォーム形成を促すトップセールス(栃木県他3県)に帯同。 川崎市や群馬県、埼玉県地域プラットフォーム事務局会議に参加し、意見交換を実施。20の地域プラットフォーム(福島県他19県市)と運営面の課題などについて意見交換を実施。和歌山県他4県1市の地域プラットフォームで、講演や司会を実施。 九州FGプラットフォーム、北海道庁主催のセミナー、財務省主催の奄美群島におけるセミナー、北海道スポーツ施設セミナー等で講演を実施。 民間企業向けに、秋田県、岐阜県の地域プラットフォーム、一戸町で講演を実施。 「旭川中央警察署庁舎等整備事業」に関連し、北海道警察から講演依頼を受け、旭川商工会議所にて事業者向け講演を実施。 品川区とPPP/PFIの推進に係る連携協定の年度内の締結に向けて協議中。
95	④機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行う。(平成28年度開始)〈内閣府〉(2. (2) vi)①再掲)	内閣府	内閣府	全国の各自治体の事業所管部署と案件形成に向けた意見交換を実施。その中でも特に、三条市、北海道、札幌市、上峰町、品川区、与論町、奥尻町、富田林市、さつま町、小諸市、鯖江市とは積極的に意見交換を実施。
96	⑤機構は、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地域金融機関等が全ての都道府県において所在する状況を実現することを目指す。(令和4年度開始)〈内閣府〉(2. (2) vi)②再掲)	内閣府	内閣府	財務省主催の官民ファンド説明会(九州・オンライン)にて、金融機関及び自治体宛に、PFI推進における地方銀行と当機構との協働等に係る広報活動を実施。 地域金融機関からトレーニーを受け入れ。 北洋銀行、紀陽銀行、東海・近畿の金融機関(百五、愛知、滋賀、池田泉州、十六、南都、中京、名古屋)向けにPPP/PFIの基礎知識・ファイナンスについて説明を実施。
97	⑥機構は、保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実等に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度開始)〈内閣府〉(2. (3) i)③再掲)	内閣府	内閣府	令和6年度より新設された官民連携支援センターをPRするため、機構webサイトに官民連携支援センター紹介ページを新設。当該ページにおいて、センターの主な活動内容や役割を掲載しサポートの例を具体的に挙げること等によって、より分かりやすく伝えるよう工夫している。引き続き、支援決定案件に関する公表内容の充実化や機構の活動紹介等について積極的に情報発信していく。
98	⑦リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げる公共施設等運営事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。(平成28年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	岡山市(アリーナ事業)、有田川町(温浴施設)、豊橋浄水場、愛知県新体育館、富山空港、国立競技場、新秩父宮ラグビー場をはじめとする各案件について関係者と意見交換を行うなど、収益型事業の案件形成に貢献していく。
99	⑧公共施設等運営事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。(平成28年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(平成29年10月)。 令和元年度より順次出資開始。 我が国のPFI案件自体が少ないことが基本的な課題と認識しており、PFI案件形成のために引き続き貢献していく。
	<b>3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標</b>			
	<b>(2)重点分野と目標</b>			
	<b>ii)各重点分野における取組</b>			
100	①空港 原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに10件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	2件具体化(鳥取・但馬空港で実施方針公表)した。
101	・民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、コロナ禍を踏まえたリスク分担条項(プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等)の新設等について、案件ごとに、実施契約への反映を検討する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	今後の案件に向けてリスク分担条項の新設等について具体的な検討を行っている。
102	・公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の優良事例・効果について、情報を収集・発信する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	採算性の低い空港所在自治体を訪問し、混合型コンセッションを導入することにより経営一体化、民間の資金及びノウハウの活用が可能となることを説明した。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
103	・空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための導入効果等の情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力のもと、積極的に行う。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体や業界団体等主催の講演会への参加や、先行案件の提案概要、取組と成果等の公表を通じて、空港コンセッションの仕組みや効果等について発信した。
104	・地方公共団体等に対し、公募手続に係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	コンセッション未導入の地方管理空港所在自治体を訪問し、先行案件の取組みや効果、国の支援制度等の紹介を行った。
105	・公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。(平成29年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	先行案件の公募書類等を公表している。
106	・公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。(平成28年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	定期的に開催している運営権者との打合せにおいて、規制の緩和や合理化について意見を聴取している。
107	②水道 令和4年度から開始した水道分野初の公共施設等運営事業である宮城県の取組は他地域における公共施設等運営事業の活用の有力な先例となることから、関係省庁が一丸となって着実な事業実施を支援する。	国土交通省	国土交通省	宮城県企業局と定期的に情報共有を行った。
108	令和8年度までに5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む)を目標とする。さらに、ウォーターPPPの活用を目指し、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	目標達成に向け、各施策に取組んでいる。
109	・水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、水道事業の持続性・脆弱性に関する実態を把握し課題を整理し、地方公共団体へ働きかけを実施する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体への働きかけを実施。
110	・作成・公表した宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を周知する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	契約書及び要求水準書のひな形をウェブページにて周知した。
111	・令和5年度から拡充された官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業(官民連携等基盤強化推進事業)を周知し、活用を促進する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水道分野における官民連携推進協議会」等において、官民連携等基盤強化推進事業について周知し、活用を促進した。
112	・水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度より運用を開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件を導入し、運用を開始した。
113	・ウォーターPPPの検討に対する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定することについて、令和5年度の検討結果に基づき、令和6年度より周知する。(令和5年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定することとし、「水道分野における官民連携推進協議会」等において周知した。
114	・ウォーターPPPの導入検討費用に関して、下水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	ウォーターPPPの導入検討費用に関して、他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、上限額を引き上げた国費による定額支援を引き続き行った。
115	・上下水道一体のウォーターPPP内の更新等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知し、運用した。
116	・水道事業に公共施設等運営事業を活用することにより民間経営ノウハウを導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体による公共施設等運営事業等の民間活用を強力に後押しする。(平成30年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水道分野における官民連携推進協議会」等において、広域連携を活かした官民連携に関する事例について、周知した。
117	・水道分野における公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会等を活用した啓発活動を実施する。(平成29年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水道分野における官民連携推進協議会」等において、公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等に関する情報を周知した。
118	・水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る国土交通大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の周知を促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水道分野における官民連携推進協議会」等を活用し、ガイドライン等について周知した。
119	・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。(平成29年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水道分野における官民連携推進協議会」において、他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供を行った。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
120	③下水道 下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間事業者の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標とする。さらに、ウォーターPPPIについて、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	目標達成に向け、各施策に取組んでいる。
121	・下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度から運用開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	対象となる各地方公共団体がPPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を設置した。
122	・汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	地方公共団体に要件化の内容を周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図った。
123	・公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知し、運用した。
124	・ウォーターPPPの導入検討費用に関して、水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	ウォーターPPPの導入検討費用に関して、他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、上限額を引き上げた国費による定額支援を引き続き行った。
125	・上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知し、運用した。
126	・ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて、地方公共団体にに対し、官民連携手法ごとの特徴や効果等を整理したガイドライン及び公共施設等運営事業の実施契約書・要求水準書のひな形(両者とも令和4年度策定)等を活用しつつ、技術的な助言を行うとともに、モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析などの支援を拡充し、成果の全国発信・横展開を図る。(平成28年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	国土交通省が選定したモデル都市を対象に、課題整理、スキーム検討、効果分析等の支援を実施した。
127	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。また、「ウォーターPPP分科会」を設置し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ、ウォーターPPPの導入を支援する。さらに、「民間セクター分科会」を通じ、民間事業者の視点からも、PPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信するとともに、両分科会の連携により、官民の相互理解を深める。(平成29年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	PPP/PFI検討会、ウォーターPPP分科会、民間セクター分科会を開催し、情報・ノウハウを共有・意見交換等を実施した。
128	・先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の着実な事業実施を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市へ技術的助言等支援を行った。
129	・PPP/PFIの導入を推進する観点から、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	最新の経営に関する指標を国土交通省HPに掲載した。
130	④道路 交通ターミナルについて、公共施設等運営事業をはじめとする地域活性化等に資するPPP/PFIの活用を推進するため、令和8年度までに7件の具体化及び公共施設等運営事業1件の事業実施を目標として取り組む。	国土交通省	国土交通省	品川駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅の6件を具体化。近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅において実施方針を公表。近鉄四日市駅において事業者を特定。
131	また、交通ターミナルをはじめとする道路分野全体(他分野との連携含む)として、PPP/PFIの活用について、令和13年度までに60件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下3つの施策等に取り組む。<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	道路分野全体で34件を具体化。
132	・愛知県道路公社における公共施設等運営事業の先行事例について、その成果等を情報収集しつつ、情報提供をはじめとした横展開を図る。(平成28年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	引き続き、愛知県道路公社の先行事例について、PPP/PFI推進施策説明会で情報提供を行うなど、横展開を図る。各地方道路公社への個別ヒアリングなども実施。
133	・高速道路のSA・PAなどの施設については、民間資金の活用を図るという観点から、PFI手法等の活用に向けた検討を行う。また、下関北九州道路については、エリア単位でのPFIの活用も視野に検討する。(令和5年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	【下関北九州道路】PFI等のスキームを検討 【SA・PA】実施候補箇所のマーケットサウンディングに向けて準備を実施

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
134	・直轄駐車場については、効率的な維持管理・運営や駐車場利用者の利便性向上のため、PFI手法導入の具体化に向けた検討を行う。(令和6年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	北一条地下駐車場等の直轄駐車場については、効率的な維持管理・運営や駐車場利用者の利便性向上のため、PFI手法導入の具体化に向けた検討を行う。(令和6年度開始)〈国土交通省〉
135	⑤スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等) 令和4年度から公共施設等運営事業の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	令和8年度までの具体化目標は達成済。引き続き、令和13年度までの目標等に向け必要な施策等を実施。
136	・令和4年度に策定・公表した公共施設等運営事業の導入に関するガイドラインについて、令和5年12月にコンテンツ事業者へのヒアリング結果を踏まえた改定を行ったところであり、引き続き、本ガイドラインを周知するとともに、最新情報を収集しつつ、拡充を検討する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省、内閣府〉	文部科学省 内閣府	文部科学省	令和4年度に策定・公表した公共施設等運営事業の導入に関するガイドラインの周知を実施するとともに、最新情報を収集し、内容の拡充を検討・実施。
137	・地方公共団体等に対して、公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入の検討状況を把握するための調査を定期的実施し、地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリストアップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的に実施する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	地方公共団体へのアンケート調査を実施 トップセールスの実施(2件) 案件候補の掘り起こしのため、地方公共団体やクラブへのヒアリングの実施
138	・地方公共団体によるスポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)の整備等における公共施設等運営事業の導入に関して、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	以下の事業等による支援 スタジアム・アリーナ改革推進事業(先進事例形成)における支援 学校施設環境改善交付金でのアドバイザー経費の補助対象経費
139	・スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)における公共施設等運営事業の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用可能な交付金等(デジタル田園都市国家構想交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集中支援事業等)において、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)を重点対象に定める等、必要な支援等を行う。(令和4年度開始)〈内閣府、国土交通省〉	内閣府 国土交通省	内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金について、令和6年度補正予算において1,000億円を確保した。また、令和7年度当初予算において2,000億円を確保予定。〈内閣府地方創生推進室/内閣府地方創生推進事務局〉
			国土交通省	社会資本整備総合交付金の「官民連携型公園計画策定調査」や「都市公園等事業」により、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援を実施。
141	・スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)の具体の案件形成を推進するため、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、説明会等において地方公共団体等への働きかけを積極的に実施するとともに、地方公共団体等の積極的な導入検討を促進するため、セミナーの開催や相談窓口の開設等を実施する。(平成28年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	説明会や講演等での周知 相談窓口の開設
142	⑥文化・社会教育施設 令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	令和8年度まで及び令和13年度までの目標等に向け引き続き必要な施策等を実施。
143	・地方公共団体等に対して、公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入の検討状況を把握するための調査を定期的実施し、地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリストアップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的に実施する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	■文化庁 地方公共団体等に対するアンケート調査および勉強会等の開催を通じて、地方公共団体等の意向を確認し、案件候補の掘り起こしを実施。 ■文部科学省 社会教育施設のPFI活用等を検討する自治体に対する相談窓口を設置し、課題の聞き取り、案件候補の掘り起こしを実施。
144	・文化・社会教育施設の整備等における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、導入可能性調査等の検討経費への支援や専門家による伴走支援を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	■文化庁 地方公共団体等に対する専門家による伴走支援(現地派遣、ウェブ相談会、勉強会)や、補助金の交付(R7年度は3件)等の支援事業を実施。 ■文部科学省 地方公共団体等に対する専門家による伴走支援(現地派遣、ウェブ相談会、セミナー、メールでの質問対応)を実施。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
145	・公共施設等運営事業の活用推進に向け、先行事例を基にノウハウなどの横展開を図り、また、令和4年度に策定・公表した実施契約書・要求水準書等のひな形について、地方公共団体への資料提供等を進める。(令和4年度開始)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	■文化庁 実施契約書・要求水準書等のひな型を作成し、HPで公表済み。伴走支援を通じ、先行事例を基にノウハウ等の横展開を実施。 ■文部科学省 社会教育施設のPFI活用等に関する専用HPの開設や自治体向けセミナーの開催などにより、先行事例やノウハウの周知・横展開を実施。
146	・文化・社会教育施設における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等(デジタル田園都市国家構想交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集集中支援事業等)において、文化・社会教育施設を重点対象に定める等、必要な支援等を行う。(令和4年度開始)〈内閣府、文部科学省〉	内閣府	内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金について、令和6年度補正予算において1,000億円を確保した。また、令和7年度当初予算において2,000億円を確保予定。〈内閣府地方創生推進室／内閣府地方創生推進事務局〉
147	・文化・社会教育施設の具体の案件形成を推進するため、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを積極的に実施するとともに、地方公共団体等の積極的な導入検討を促進するため、セミナーの開催や相談窓口の開設等を実施する。(平成28年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	■文化庁 引き続き、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図り、説明会等において地方公共団体等への働きかけを積極的に実施。 ■文部科学省 社会教育関連の主管課長会議等において、PFIや公共施設等運営についての説明を実施。また、社会教育施設のPFI活用等を検討する自治体に対する相談窓口やセミナーを実施。
148	⑦大学施設 令和8年度までに5件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	令和8年度までに5件の具体化を目標とし、さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに40件の具体化を目指すため、引き続き必要な施策等を実施。
149	・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等の取組を支援する。また、更なる取組事例等の周知等、積極的な取組を進める。(令和4年度開始、令和6年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	全国立大学法人等向け説明会を開催(1回)、地域ブロック会議で検討を要請中(5回)。全国立大学法人等に対する需要調査(整備予定)を通じて、案件候補の掘り起こしを実施。導入可能性調査の実施経費への支援を実施(1件)。令和7年度予算案において、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助に関する予算を計上。
150	・施設整備補助の交付に際し、令和4年度より原則としてPFIの実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や着実な事業開始に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。(令和4年度開始、令和6年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	全国立大学法人等向け説明会を開催(1回)、地域ブロック会議で検討を要請中(5回)。引き続き、一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施に向けて、伴走支援を実施。
151	・国営公園における公共施設等運営事業については、民間活力を活用した管理運営の充実等の観点から、広域的な見地から設置する公園のうち整備が概成した公園の中でモデルとなる公園を設定し、民間事業者のニーズの把握や、運営権の設定範囲、要求水準、モニタリング方法等の具体的な制度設計、導入効果の試算等を含め、その導入に関して検討を行う。また、これらの状況を踏まえ、他の公園における導入についても検討する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	令和5年度から調査費を活用し、国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園をモデル公園として、サウンディングを行うとともに、都市公園やPFI事業、法務、金融、観光の専門家からなる検討会で、運営権の設定範囲、要求水準、モニタリング方法等の制度設計についての議論を取りまとめる見込み。なお、検討した実施方針(案)をもとに翌年度官民対話を行い、R8年度の公募に向け、導入可能性を検討していく見込み。
152	・公園全体での民間活用の拡大に向け、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援するとともに、令和4年度に策定・公表した事例集やノウハウ等を記したガイドラインを活用し、横展開等を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	社会資本整備総合交付金の「官民連携型公園計画策定調査」や「官民連携型賑わい拠点創出事業」により、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援を実施。また、先進事例の横展開に向け、事例集における事例の追加を実施。
153	⑨MICE施設 公共施設等運営事業の実現にはMICE需要と事業者の体力の回復を待つ必要があるが、具体化に向けた検討の支援は着実に行うこととし、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPFI事業も含め、令和13年度までに30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	左記に加え、新たに3件の案件について令和6年度末までに取組を進める予定
154	・地方公共団体に専門家を派遣し、PFI事業・公共施設等運営事業方式(混合型を含む。)導入に向けた課題の調査を実施するとともに、MICE施設運営に関わる民間サウンディング等を容易にするため、サウンディングパートナー企業の拡充などプラットフォームの充実を図る。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	左記3施設の具体化に向けた調査支援を実施するとともに、プラットフォームの充実に向けてメリット集などの啓発資料を作成する予定

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
155	⑩公営住宅 公営住宅の建替・集約化においては、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要であることから、今後についても、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。	国土交通省	国土交通省	地方公共団体に対し、先事例の情報提供を行うとともに、各段階における取組に対する支援を引き続き行う。
156	令和8年度までに10件の具体化(実施契約締結)を目標とする。さらに、従来型のPFI事業も含め令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	公的不動産の利活用に係る事業の具体化については、令和6年度までに19件が達成予定。従来型のPFI事業も含めた具体化については、令和6年度までに41件が達成予定。
157	・公営住宅の建替・集約化に際して、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業を積極的に活用し、公的負担の抑制に資する具体的な案件形成を進められるよう、先事例の情報提供の横展開を図るほか、基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体に対し、先事例の情報提供を行うとともに、各段階における取組に対する支援を引き続き行う。
158	クルーズの再興に向け、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードに本格回復を図り、我が国の経済成長・地域活性化に繋げるため、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。(令和2年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	公共施設等運営事業、国際旅客船拠点形成港湾制度にみならず緑地PPP制度を加えた令和7年度以降の数値目標を設定予定。
159	・公共施設等運営事業によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、新設の小水力発電も含め、地方公共団体における検討、移行を支援する。(平成30年度開始、令和5年度強化)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	公共施設等運営事業によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を継続的に実施。
160	・鳥取県営水力発電の先事例について、他の公営水力発電事業への適用拡大を図るため、情報提供をはじめとした横展開を図る。(令和3年度開始)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	各企業局の状況を把握するとともに、引き続き講習会等において情報の横展開を実施。
161	・工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、一定の事業規模を超える事業に対し、ウォーターPPPの導入を令和10年度以降要件化する。要件化に向け、地方公共団体等に周知し、ウォーターPPPの導入検討のさらなる促進を図る。(令和5年度開始)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、一定の事業規模を超える事業に対し、ウォーターPPPの導入を令和10年度以降要件化する旨を、官民連携推進協議会や地域懇談会等にて、地方公共団体等に周知を実施中。
162	・地方公共団体におけるウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援する。(令和5年度開始)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	令和7年度も継続して、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援するため、予算要求を実施。
163	・先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体等へのウォーターPPP導入に向けた伴走支援を新たに実施する。(令和3年度開始、令和6年度強化)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	令和7年度も継続して、ウォーターPPP導入に向けた伴走支援を実施するため、予算要求を実施。
164	・上下水道等の関係省庁とも連携し、ウォーターPPPの導入検討について、トップセールス等の働きかけを実施する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	ウォーターPPPの導入検討の働きかけを実施。
165	・全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用し、ウォーターPPPについて情報提供を行い、ウォーターPPP等の導入検討を促進するための啓発活動を実施する。(令和3年度開始、令和5年度強化)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	国土交通省と共催により4地域において官民連携推進協議会を開催するとともに、経済産業省としても全国6ブロックで地域懇談会を開催し、ウォーターPPPの情報提供等の啓発活動を実施中。
166	・デジタル技術を用いて、広域化と民間活用を一体的に推進する事業モデルについて周知し、地方公共団体等における導入検討を促進する。(令和4年度開始)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	令和7年度も継続して、デジタル技術や民間活用の導入費用を支援するため、予算要求を実施。
167	⑭自衛隊施設 自衛隊施設のアクションプランについては、各駐屯地・基地等の施設の再配置・集約化等の整備に当たり、PFIやECI等と包括的民間委託を組み合わせた最適な民間活用手法を適用することによる「防衛省版PPP」を推進し、令和8年度までに20件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに50件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈防衛省〉	防衛省 内閣府	防衛省	R6年度予算で5件分の導入可能性調査の入札公告予定。
168	PFI手法導入に向け、海上自衛隊横須賀教育隊や防衛医科大学校病院等の整備について、検討を引き続き進める。(令和6年度開始)〈防衛省〉	防衛省	防衛省	海上自衛隊横須賀教育隊については、導入可能性調査の完了を見込んでいる。防衛医科大学校病院については、アドバイザー業務の契約予定。
169	・駐屯地・基地等を対象とした防衛省版PPPへの適用性の検討及び過去のPPP/PFI導入事例を参考に防衛省版PPPの導入検討を円滑に実施できるよう、令和6年度中に基本的方針(事業スキーム、事業範囲、官民のリスク分担等)の検討結果をとりまとめる。(令和6年度開始)〈防衛省〉	防衛省	防衛省	基本的方針案を作成中。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和7年3月末時点での取組状況(予定含む)
170	・基本の方針を踏まえ、順次、地区毎に導入可能性調査を実施し、防衛省版PPPの導入に向けた取組を着実に進める。(令和6年度開始)＜防衛省＞	防衛省	防衛省	R7年度予算において、6件分の導入可能性調査の費用を要求。